

「外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）」  
に関するお客様へのお願い

FATCA（ファトカ）とは、米国の税法「外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act）」の略称で、米国外の金融機関口座を利用した租税回避の防止目的として制定されました。

日米当局は、日本の金融機関に対してFATCAが円滑に実施されるよう相互に協力する声明を発表し、当組合もこの声明に協力することとしたため、2014年7月1日より、FATCAに基づく本人確認を行っております。

【当組合FATCA実施における基本的な対応】

1. 口座の新規開設は、日本国居住者に限定させていただいております。
2. FATCAに基づく本人確認にご協力いただけない場合は、口座開設に応じることはできません。
3. 将来日本国居住者でなくなった場合には、口座の閉鎖をお願いする場合がございます。

ご理解のうえ、ご協力いただきますようお願い申し上げます。